

犯罪被害者等施策に関する広報啓発の取組

■ 「犯罪被害者週間」 （毎年11/25～12/1） →R7は、11月を広報啓発の強化期間と設定

犯罪被害者週間では犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の生活の平穏等への配慮の重要性等について、国民の理解を深めるための取組を全国で実施しています。

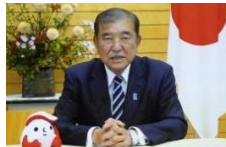
・ 47都道府県の各地において講演会やイベントの開催

犯罪被害者・ご遺族からの講演や展示等を実施



・ 中央イベントの開催

都内会場において基調講演、パネルディスカッションなどを行う中央イベントを開催（会場参加、YouTubeによるライブ・アーカイブ配信）



・ 総理によるビデオメッセージ

※このほか、毎年10月には全国被害者支援ネットワークと共同で「全国犯罪被害者支援フォーラム」を開催（今年度は10月17日（金）開催）

■ 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の新設

・ ポータルサイトでは、関係機関・団体の支援制度や相談窓口等を幅広く掲載

・ 支援者向けオンデマンド研修教材を多数掲載



■ 警察庁（犯罪被害者等支援）X（旧Twitter）も開設

・ 犯罪被害者等支援に関する政策や取組の紹介、イベントの告知・募集等の情報を随時発信



■ 犯罪被害者等支援に関する標語の募集

・ 毎年、犯罪被害者等支援に関する標語を募集

